

議案第59号

取手市立障害者福祉センターふじしろの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

取手市立障害者福祉センターふじしろの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第100号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市立障害者福祉センターふじしろにおいてこれまで実施している事業に加え、令和4年度から日中一時支援事業を実施するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立障害者福祉センターふじしろの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

取手市立障害者福祉センターふじしろの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第100号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 障害者福祉センターの事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 法第77条第1項及び第3項に規定する地域生活支援事業(以下「地域生活支援事業」という。)のうち、日中一時支援事業に関すること。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>(利用時間及び休館日等)</p> <p>第4条 障害者福祉センターの利用時間は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 障害福祉サービス 午前9時から午後4時まで</u></p> <p><u>(2) 日中一時支援事業 午前9時から午後6時まで</u></p> <p>2 障害者福祉センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に事業を休止することができる。</u></p> <p>(利用者)</p> <p>第5条 障害者福祉センターを利用できる</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 障害者福祉センターの事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>(利用時間及び休館日)</p> <p>第4条 障害者福祉センターの利用時間は、<u>午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。</u></p> <p>2 障害者福祉センターの休館日は、次のとおりとする。<u>ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(利用者)</p> <p>第5条 障害者福祉センターを利用できる</p>

者は、次に掲げる者とする。

(1) (略)

(2) 地域生活支援事業に係る利用の承認を受けた者

(3) (略)

(4) 本市に居住し、かつ、障害の程度が前3号に掲げる者と同程度である者で市長が適当と認める者

(5) 前各号に掲げる者の介護を行う者
(利用者負担額)

第9条 (略)

2 地域生活支援事業を利用する者は、当該事業の利用に要する費用を利用者負担額として別に納付しなければならない。

3 市長は、前2項に規定するほか、障害者福祉センターが実施する独自の事業に係る利用者負担額については、別に徴収することができる。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 第3条第3号及び第4号に規定する事業に関する業務

(4)及び(5) (略)

者は、次に掲げる者とする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 本市に居住し、かつ、障害の程度が前2号に掲げる者と同程度である者で市長が適当と認める者

(4) 前3号に掲げる者の介護を行う者
(利用者負担額)

第9条 (略)

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 法第5条第1項に規定する障害福祉サービスに関する業務

(4)及び(5) (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の取手市立障害者福祉センターふじしろの設置及び管理に関する条例の規定に基づく、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に実施される地域生活支援事業に係る利用の承認、施設の利用に係る申請の受付、利用の許可その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。